

<スポーツ推進委員について>

- スポーツ推進委員とは、市町村等から委嘱され、地域のスポーツ振興事業実施のために、連絡調整、住民へのスポーツの実技指導、そのほかスポーツに関する指導及び助言を行う非常勤の公務員です。

スポーツ基本法（抜粋）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い关心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

- 亀岡市では、任期を2年と定め委嘱しています。

亀岡市スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1)住民の求めに応じて、スポーツ実技の指導を行うこと。
- (2)住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3)教育機関又は行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4)スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5)住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6)前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び指導助言を行うこと。

2 前項の規定により、委員が分担する地域又は事項は、市長が定める。

(定数)

第3条 委員の定数は、50人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもその職を辞することができる。

(服務)

第5条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たっては法令等に従わなければならぬ。

3 委員は、全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 委員は、常にその職務を行う上に、必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

●亀岡市スポーツ推進委員については、次の1～5に該当する方を募集しています。

1 社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持つ人。

2 スポーツの実技経験があり、指導的な活動が行える人。

3 職務を行うのに必要な熱意と能力を有する人。

4 行政、教育機関及びスポーツ団体や地域が行うスポーツ事業・行事に積極的に出席、協力ができる人（各種事業等は、土・日曜日に多く行われます）。

5 職務を行うのに必要な知識及び技術の習得に努められる人（研修会等は、平日夜間及び土・日曜日に行われます）。